

介護老人保健施設もののみの郷  
通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション運営規程

第1章 総 則

(事業目的)

第1条 医療法人紀川会が設置する介護老人保健施設もののみの郷（以下「施設」という。）において実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士・作業療法士、支援相談員（以下「職員」という。）が要介護状態または要支援状態の利用者に対し、適切な指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身の機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人紀川会介護老人保健施設もののみの郷

(2) 所在地 奈良県生駒郡三郷町信貴山東4番10号

## 第2章 職員及び職務

(職員の職種及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く

- (1) 医師（施設長兼務） 1名
- (2) 看護職員 1名以上
- (3) 介護職員 4名以上
- (4) 理学療法士・作業療法士 1名以上
- (5) 支援相談員 1名以上

2 職員は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(職務内容)

第5条 施設の職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師は、通所者の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (2) 看護職員は、通所者の健康管理、医療補助、療養上の世話、リハビリや看護に従事する。
- (3) 介護職員は、通所者の生活全般にわたる介護及び療養環境整備にあたる。
- (4) 理学療法士・作業療法士は、機能訓練、訓練記録の整備充実に従事する。
- (5) 支援相談員は、施設の利用相談、通所利用者の生活相談・処遇の企画及び実施に関することに従事する。

(職員の資質維持)

第6条 施設は職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 維持研修 年1回以上

## 第3章 利用者に対するサービス

(営業日及び営業時間等)

第7条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする

る。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
(但し、12月30日から1月3日は休日)
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後3時30分までとする。

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、1日40人とする。

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第9条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護認定審査会のサービス指定事項や居宅介護支援事業者の介護計画に基づき、施設の医師及び理学療法士・作業療法士、その他の通所リハビリテーション従事者による通所リハビリテーション計画の作成
- (2) 通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の身体機能の維持回復を図る適切な指導と機能訓練
- (3) 療養上必要とされる事項についての指導及び説明
- (4) 送迎、食事及び入浴
- (5) レクリエーションや季節行事等
- (6) 認知症状のある利用者の身体及び精神状況等の特性に合わせたサービス提供

(日課の励行)

第10条 利用者は理学療法士・作業療法士、看護職員、介護職員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めなければならない。

(食事の提供)

第11条 利用者には1日1回、午後12時から食事を提供するものとする。

- 2 給食はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養を含み、かつ調理にあたっては利用者の嗜好を考慮し、消化吸收の実をあげるようにつとめるものとする。
- 3 栄養士は、前項の趣旨に基づいて献立を作成し、給食の品名及び数量を記録整備しておくこととする。

4 年中行事にあわせて献立を工夫し、季節に応じたものにする。

(通常の送迎実施区域)

第 12 条 通常の送迎の実施区域は、三郷町、平群町、斑鳩町及び王寺町とする。

## 第 4 章 利用料

(利用料等)

第 13 条 通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合の額の支払を受けるものとする。

2 食費、日常生活品費、教養娯楽費、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別記 1 に記載の料金により支払いを受ける。

## 第 5 章 衛生管理

(衛生保持)

第 14 条 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持に努めなければならないものとする。

(衛生の管理等)

第 15 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 この指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

## 第 6 章 利用者の守るべき規律

(施設内禁止行為)

第 16 条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) ケンカ、口論等、他の利用者に迷惑をかけること
- (2) 飲酒、喫煙すること

- (3) 鳥獣を飼育すること
- (4) 宗教や政治活動等をおこなうこと
- (5) 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること
- (6) その他この規則で定められていること

(施設利用にあたっての留意事項)

第 17 条 利用者が通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受ける際、設備利用上の留意すべき事項については別記 2 に定める。

## 第 7 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 18 条 災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的（うち 1 回は夜間を想定）に避難、通報及び消火訓練を行うものとする。

## 第 8 章 虐待防止措置

(虐待防止措置)

第 19 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

## 第 9 章 身体的拘束等の禁止

(身体的拘束等の禁止)

第 20 条 施設は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

## 第8章 緊急時対応

(緊急時における対応方法)

第21条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該利用者の家族、主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

2 利用者に対する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

## 第9章 苦情の対応

(苦情処理)

第22条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は提供した指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関し、介護保険法第23条の規定により行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

## 第10章 雑則

(守秘義務及び個人情報の保護)

第23条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家

族の個人情報漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人紀川会の理事会において定めるものとする。

4 施設は、指定通所リハビリテーションに関する記録を整備し、サービス提供の日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は平成14年11月1日から施行する。

改正後の規程は、平成17年8月1日から施行する。(第8条関係)

改正後の規程は平成17年10月1日から施行する。

(第2条第4項・第13条第2項・第20条第2項・別記1関係)

改正後の規程は、平成18年4月1日から施行する。

(表題部・第1条・第2条第1項、第2項、第3項・第3条第1項第2号・第4条第2項・第9条第1項・第12条・第15条・第17条・第20条第1項、第2項・第20条第3項)

改正後の規程は、平成20年9月1日より施行する。

(別記1 1利用料 ①食費)

改正後の規程は、平成20年11月1日より施行する。

(第7条第1項第1号)

改正後の規程は、平成26年4月1日より施行する。

(第7条第1項第1号)

改正後の規程は、平成26年4月1日より施行する。

(別記1 1利用料 ②おやつ代)

改正後の規程は、平成30年4月1日より施行する。

(利用料 利用者負担割合 第13条)

改正後の規程は、令和元年10月1日より施行する。

(利用料 第13条)

改正後の規程は、令和4年6月1日より施行する。

(営業日及び営業時間等 第7条、通常の送迎実施地域 第12条、  
虐待防止措置 第19条)



## 別記 1

### 1 利用料

① 食費 680円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

② おやつ代 160円

③ 日用品費1日 130円

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、フェイスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

④ 教養娯楽費1日 130円

レクリエーション等を使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑤ おむつ代 おむつ100円(一枚)・パンツ式150円(1枚)・尿とりパッド(大)50円・尿とりパッド(小)30円

利用者の身体状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑥ 送迎費 実費

基本的には、保険給付の自己負担の範囲となりますが、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する方が送迎を依頼した場合にお支払いいただきます。

別記2 留意すべき事項

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がありますので注意して下さい。
----------	---